

一般競争入札仕様等に関する質問・回答書

令和 7 年 9 月 2 2 日

福島県知事 内堀 雅雄

公告日	令和 7 年 9 月 2 日
件 名	福島県庁舎で使用する電気
質 問 事 項	
1 東北電力の電気標準約款にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能でしょうか。	
2 「みなし小売電気事業者が採用する燃料費等調整単価によらず、落札者独自の調整方法」や「毎月の燃料費等調整を行わないこと」を認める可能性はありますでしょうか。	
3 契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、弊社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能でしょうか。	
4 弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）の内容の加除について、もしくは別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能ですか。	
5 電気料金を調達者様と使用者様（自動販売機業者様等）とで、分割して支払う契約はございますか。	
6 各需要場所において、契約期間中に、トランス増設や受電設備の変更など契約電力に影響がある工事の予定はございますか。	
7 郵送にて入札に参加した場合、落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。もしくは開札時に立会した場合、その情報は開示されますか。また、ホームページ等で公表されますか。	
8 入札書へ記載する金額は、入札説明書のとおり端数処理して算定いたしますが、料金請求の算定にあたっては、弊社の電気標準約款にもとづく端数処理方法により請求することは可能でしょうか。	
9 委任者から受任者への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）」以降の書類について受任者で提出することは可能でしょうか。	
10 各種様式に記載する日付について指定はありますか。なければ、提出日（発送日）を記載することで問題ないですか。	
11 入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。	
12 委任状（様式 2）の委任期間は、「自」を提出月日、「至」を令和 8 年 12 月 31 日と記載してよろしいでしょうか。	
13 入札書（様式 4）について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人で記載し、代表者の押印は不要でしょうか。	

- 14 「電力等供給計画書（別添様式1）」と「特定電源割当証明書（別添様式2）」について、押印は必要となりますか。必要な場合、代表者印（受任印）でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。
- 15 現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませ。
- 16 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替することはありますか。また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。
- 17 現在の計量日を教えてください。
- 18 現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。
- 19 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。（例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）
- 20 予備電力の種類は、予備線・予備電源のどちらでしょうか。仕様書2（1）オ「予備線」とありますが、（3）に計量損失率（3%）の記載があります。また、内訳計算書の基本料金欄は「予備電源」です。
- 21 予備電源につきまして、実際のご契約の契約電力は1,800kW、内訳書と実際のご請求の際は次の式のとおり、異電圧損失率3%を加味した1,854kWで算定することによってよろしいでしょうか。 $1,854\text{kW} \times \text{予備電源基本料金単価}$
- 22 契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。
- 23 仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。その場合は、対象施設の現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてくださいませでしょうか。また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。
- 24 弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。
- 25 1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。ある場合は、分担数を教えてくださいませ。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。
- 26 経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による値引きについては、弊社では、燃料費等調整額とは別の個別項目での値引きとなりますが、ご了承くださいませでしょうか。
- 27 弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用

- いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（○、○○円）を固定するお願いではありません。
- 28 供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。
- 29 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。
- 30 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
- 31 仕様書 2 (2) に「再生可能エネルギー由来の電力割合を 10%とすること」と記載がありますが、再生可能エネルギー電気の供給量は、施設毎の毎月の使用電力量 (kwh) に比率 10% を乗じ、算定結果の小数点以下第 1 位を四捨五入したものの合計値となりますが、よろしいでしょうか。
- 32 弊社は、主に LNG 発電所等の電気に非 FIT 非化石証書（再エネ指定）または FIT 非化石証書を組み合わせた、実質再生可能エネルギーの提供となりますがよろしいでしょうか。
- 33 仕様書 3 (6) の提出資料に関して、「契約期間における各年度の最終月分の電気料金の請求と同時に提出すること。」と記載がありますが、弊社では年度ごとの提出となります。また、弊社内事務処理等のため、年度終了後 2～3 か月後の提出となりますがご了承いただけますでしょうか。1 回目：R 8 年 7 月末までの提出 2 回目：R 9 年 7 月末までの提出
- 34 入札書に記載する日付に指定はございますか。
- 35 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。
- 36 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を 1 年間継続していただくことを原則とし、1 年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1 年に満たないで契約を廃止される場合（または 1 年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後 1 年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。
- 37 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。
- 38 契約書案第 9 条に「その結果について甲が別に指定する甲の職員による検査を受けるものとする」とありますが、弊社では一般送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社）より計量通知を受けるため、計量値を受領後、使用電力量等のデータ提供を、web 上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。
- 39 契約保証金免除のための提出書類を具体的に教えていただけますでしょうか。
- 40 内訳計算を作成する際、電力量料金単価と環境価値料金単価（再エネ指定）をそれぞれ別々に記載するのではなく、両方を合計した金額を電力量料金単価として内訳書

を作成することは可能でしょうか（その場合、電力量料金単価欄に両方を合計した単価を記載し、環境価値料金単価の欄は空欄または斜線等とする）。

- 41 上記が不可の場合、内訳書の作成においては別々に単価を記載しますが、契約単価については、非化石価値（再エネ指定）付加料金単価を含めた金額を電力量料金単価とし、請求書についても非化石価値（再エネ指定）付加料金単価を含めた電力量料金単価で計算させていただくことは可能でしょうか。
- 42 自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。
- 43 弊社は、制限中止割引および災害時における特別措置（基本料金割引等）の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。
- 44 契約書案第 17 条（損害賠償）において、これについては、弊社の責めに帰すべき事由により生じた損害についての規定との理解でよろしいでしょうか？弊社は、送配電業務を担う東北電力ネットワーク株式会社の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につきましては、賠償責任を負うことはできませんが、ご了承いただけますでしょうか。
- 45 仕様書 3 (4) において、「新たに発生する設備の改造に必要な費用は、供給者の負担とする」と記載がございましたが、お客様の都合による改造等にかかる経費につきましては、弊社負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。
- 46 開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。
- 47 仕様書別紙予定使用電力量及び、内訳計算書が「昼間電力量」「夜間電力量」とありますが、契約書案に記載のとおり、「夏季」（7月～9月）、「その他季」（10月～6月）として算出してもよろしいでしょうか。
- 48 内訳書に輸入する各単価の情報について、内訳計算書留意事項に記載のある通り単価額は 税込額 を記載、金額表示方法は 小数点以下 2 位まで表示、の内容で相違ないでしょうか。
- 49 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。① 基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点 3 位以下切り捨て）② 電力量料金＝使用電力量×単価（小数点 3 位以下切り捨て）③ 燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量料金×単価（小数点 3 位以下切り捨て）④ 再エネ賦課金＝使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計＝【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】＋④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額＝⑤×100/110（円未満切上）
- 50 環境価値料金について 内訳計算書にある環境価値料金の項目について 弊社の単価設定においては、基本料金・電力量料金の単価内に環境価値料金が内包されているものとなりまして、環境価値料金単価については項目を設けておりません。内訳計算書の留意事項において、太枠欄は漏れなく入力し空欄やゼロ表記等は認められない旨の記載を確認しておりますが、上記の理由から、環境価値料金単価の欄は入力不可もしくは「0 円」での表記とならざるを得ない形となりますが、この場合でも認められないものになりますでしょうか。
- 51 入札金額の算定時に力率は 100%で計算してよろしいでしょうか。
- 52 入札金額の算定時には、燃料費等調整額および市場価格調整額を含まない、という認識でよろしいでしょうか。
- 53 入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まない、という認

識でよろしいでしょうか。

- 54 入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。
- 55 再入札に関して、弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。
- 56 現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等
- 57 本契約において、予備電力のご契約について、仕様書内の受電方式の項目では 予備線 とありますが、内訳計算書様式内の所定の項目 部分では 予備電源 と記載があります。どちらが正しいものになりますでしょうか。
- 58 本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。
- 59 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。下記ご確認をお願いいたします。(500kW 未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。(500kW 以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)(500kW 以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去 12 か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)
- 60 違約金に関して、協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を 1 年間以内に 2 回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか。
- 61 請求書の表記について、【線上検針(計量日 1 日)の場合】弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は 2025 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。【分散検針(計量日 1 日以外)の場合】弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は 2025 年 5 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。
- 62 弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧 一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。
- 63 燃料費調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。

- 64 弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8～10 営業日 迄に発行させて頂き、15 営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただきます。ご了承いただけますでしょうか。
- 65 支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。【銀行振込の場合】 検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内）【口座振替の場合】 繰上検針で 当月27日、分散検針で翌月14日（2～15日）と 翌月27日（16～31日）にお振替
- 66 支払方法について お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。
- 67 【銀行振込を選択される場合はご回答ください】 分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。
- 68 契約書に関して、弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。
- 69 契約書の取り交わし（双方押印・原本到着）期日はございますでしょうか。弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日以内での対応ができかねる場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。（契約締結日は指定いただけます。）
- 70 入札保証金・契約保証金について 入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。（参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など）
- 71 【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】
対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。
契約中の案件でもよろしいでしょうか。
実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。
- 72 契約保証金の納付が必要となる場合について以下ご回答ください ①いつまでに納付が必要でしょうか。②納付方法について指定はございますでしょうか。下記に例を記載いたします。例 納付書、インターネットバンキング、ATM 支払い、ペイジー 等 ※なお、納付書支払いの場合、社内申請から手続きの関係で最短 13 営業日ほどお時間がかかります ③指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。④返還の期日はどのタイミングになるかご教示いただけますでしょうか。上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。
- 73 再生可能エネルギー供給を含む契約について、再生可能エネルギー電気の比率に関して確認できる資料については、供給終了以降の手配となる関係上、令和9年4月頃の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。
- 74 評価項目報告書について「福島県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」につきまして、配布資料内に該当様式と環境配慮方針の資料が付属しておりますが、予め適格と認められた判定結果の写しを提出することが出来れば、新たに作成する必要は無い、という認識でよろしいでしょうか。
- 75 質問提出後の内容確認について 仮に貴社質問回答内容によってこちらで判断つかない、あるいは回答内容に関連して追加で確認・すり合わせさせていただきたいという場合 もあるかと思いますが、 その場合における追加の問い合わせ（電話またはメ

- ール) をさせていただくことは可能でしょうか。
- 76 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例：開札日)等はございますか。
- 77 自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用している CIS には自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。
- 78 現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。
(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)
- 79 現在の契約電力と直近 12 か月分の最大需要電力を教えてくださいませんか。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。”
- 80 契約電力が 1 施設で 500kW 以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。
- 81 最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。(超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。
- 82 弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。
請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。
- 83 送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。
- 84 計量日が 1 日以外の場合は、年間の請求が 13 回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の 2 回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。
- 85 電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。
- 86 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1 枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。
- 87 自動検針装置はついており、遠隔検針可能な状態でしょうか。
- 88 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。
- 89 入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。

- 90 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。
- 91 弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。
- 92 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。
- 93 燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。
- 94 落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日まで確認可能かご教示ください。
- 95 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。
- 96 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。
- 97 契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。
- 98 別添様式1「電力等供給計画書」の提出時期と提出方法をご教示ください。
- 99 仕様書3その他(6)について、別添様式2の様式を任意で作成する場合には、その様式を様式1「電力等供給計画書」の提出時に提示し、了承を得る必要があるという解釈で間違いございませんでしょうか。
- 100 特定電源割当証明書について、契約期間中に年度ごとの2回の提出ではなく、契約終了後1回の提出でもご了承いただけますでしょうか。
- 101 非化石証書の提出について、供給終了後1回の提出でもよろしいでしょうか。
- 102 供給地点における再生可能エネルギー電力（使用電力量の10%）を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。
- 103 非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。
- 104 契約書案第9条および11条の検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。
- 105 内訳書の作成について、弊社は環境価値も考慮した電力量料金単価を設定しております。環境価値電力量に対して別途単価設定は行っておりません。そのため、内訳書の作成時には環境価値の項目については空欄もしくは単価0円での作成となりますがよろしいでしょうか。
- 106 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。

回 答 事 項

- 1 差し支えありません。
- 2 仕様書 3 (3) のとおり、みなし小売電気事業者が定める標準的な供給条件によるものとします。
- 3 電気受給契約書 (案) 第 12 条に基づき協議します。
- 4 落札決定後、別途協議します。
- 5 支払方法によっては、分割して支払う場合があります。
- 6 現時点においては予定していません。
- 7 開札結果については、福島県財務規則第 274 条の 11 第 2 項に基づき、福島県報で公示します。公示内容は、件名、担当課、落札者決定日、落札者名、落札金額、契約者を決定した手続、公告日です。開札時は落札者の情報 (名称、入札金額) のみ発表します。
また、入札参加者、入札額及び落札額 (契約額) については、ホームページで公表する予定です。
- 8 仕様書 3 (3) 及び (5) のとおりです。
- 9 差し支えありません。
- 10 公告日から提出期限までの間の日付としてください。したがって、一般競争入札参加資格確認申請書 (様式 1) に係る書類は公告日から入札説明書 3 (3) に掲げる日付まで、入札書は公告日から開札日までとなります。提出日 (発送日) を記載することで差し支えありません。
- 11 封印は必要です。封緘印は入札者の印となります。委任状 (様式 2)、または委任状 (様式 5) を提出した場合は、それぞれの当該様式にて委任された代理人の印となります。押印箇所について、指定はありません。
- 12 差し支えありません。
- 13 押印省略可能です。ただし、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。
- 14 「電力等供給計画書 (別添様式 1)」については、必ずしも押印を求めません。「特定電源割当証明書 (別添様式 2)」については、押印が必要です。代表者印 (受任印) で差し支えありません。押印箇所については、代表者氏名の右側が望ましいです。
- 15 東北電力株式会社です。最終保証契約ではありません。
- 16 当該施設において、新電力との契約実績はありません。また、自動検針装置については、仕様書 2 (5) のとおりです。
- 17 1 日です。
- 18 該当しません。
- 19 計量日当日の使用分が含まれなければ、差し支えありません。
- 20 「予備電源」です。
※常時契約である本線との区別として「予備線」と表記しています。
- 21 差し支えありません。
- 22 電気需給契約書 (案) 第 8 条に基づき協議します。
- 23 ありません。
- 24 差し支えありません。
- 25 回答 5 のとおりです。その場合、概ね 3 分割です。また、毎月の通知については落札決定後、別途協議します。
なお、分割後の請求書が発行できないことについては、差し支えありません。

- 26 差し支えありません。
- 27 差し支えありません。
- 28 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 29 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 30 電気需給契約書（案）第 20 条に基づき協議します。
- 31 差し支えありません。
- 32 差し支えありません。
- 33 年度ごとの提出で差し支えありません。ただし、提出時期は仕様書 3 (6) のとおりです。
- 34 公告日から開札日までの間の日付としてください。
- 35 落札決定後、別途協議します。
- 36 落札決定後、別途協議します。
- 37 回答 6 のとおりです。
- 38 差し支えありません。
- 39 契約保証金の免除に係る手続きについては、落札決定後、別途案内します。
- 40 10%分の環境価値料金を明示していただく必要があります。空欄やゼロ表記等は認められません。
- 41 認められません。
- 42 自家発補給電力の契約はありません。
- 43 仕様書 3 (3) のとおりです。
- 44 電気供給契約書（案）第 17 条ただし書きに基づき協議します。
- 45 差し支えありません。
- 46 回答 7 のとおりです。なお、公開予定時期は落札者を決定した日の翌日から起算して 72 日以内です。
- 47 差し支えありません。
- 48 相違ありません。
- 49 差し支えありません。
- 50 回答 40 のとおりです。
- 51 仕様書 3 (3) のとおりです。
- 52 お見込みのとおりです。
- 53 お見込みのとおりです。
- 54 回答 34 のとおりです。
- 55 入札説明書 9 (3) のとおりです。
- 56 回答 15 のとおりです。契約種別は特別高圧電力 A 及び予備電力 A（予備電源）です。
- 57 回答 20 のとおりです。
- 58 予定していません。
- 59 契約開始時に仕様書 2 (3) のとおりの契約電力となります。現契約においては常時契約 1,900 キロワット、予備契約 1,150 キロワットです。
- 60 電気需給契約書（案）第 20 条に基づき協議します。
- 61 差し支えありません。
- 62 回答 27 のとおりです。
- 63 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 64 差し支えありません。

- 65 電気需給契約書（案）第 11 条第 3 項のとおりです。
- 66 落札決定後、別途協議します。
- 67 回答 5 及び 25 のとおりです。
- 68 回答 4 のとおりです。
- 69 落札決定後、別途協議します。
- 70 入札保証金の免除については入札説明書 8 (3) のとおりです。 契約保証金の免除については回答 39 のとおりです。
- 71 入札保証金の免除については、入札保証金納付免除申請書（様式 6）に記載のとおりです。
対象は官公署のみです。
履行実績証明書（様式 7）注のとおり、履行した案件となります。
入札時点を起点として過去 2 年間です。
なお、契約保証金の免除については落札決定後別途案内します。
- 72 入札説明書 15(4) のとおりです。
① 契約日以前までの納付が必要です。
② 県が発行する納入通知書です。
③ 延長は認められません。
④ 契約期間が終了し、電気需給契約書（案）第 9 条に基づく検査に合格した後です。
- 73 回答 33 のとおりです。
- 74 入札説明書 4 (1) カについては、入札時に有効であれば差し支えありません。なお、福島県電力の調達に関する環境配慮方針については福島県生活環境部環境共生課にお問い合わせください。
- 75 入札説明書 11(1) のとおり、ホームページに掲載する方法によって回答とするため、個別の問い合わせについては対応いたしません。
- 76 回答 10 及び 34 のとおりです。
- 77 回答 42 のとおりです。
- 78 差し支えありません。
- 79 現在の契約電力は回答 59 のとおりです。また、最大需要電力について、2025 年 3 月までは仕様書別紙のとおりです。2025 年 4 月～8 月の最大需要電力は以下のとおりです。

2025 年 4 月	2025 年 5 月	2025 年 6 月	2025 年 7 月	2025 年 8 月
1, 028 kW	1, 029 kW	1, 100 kW	1, 429 kW	1, 365 kW

- 80 電気需給契約書（案）第 8 条及び第 12 条に基づき協議します。
- 81 電気需給契約書（案）第 8 条及び第 12 条に基づき協議します。
- 82 落札決定後、別途協議します。
- 83 相違ありません。
- 84 該当しません。
- 85 差し支えありません。
- 86 回答 5 及び 25 のとおりです。
- 87 仕様書 2 (5) のとおりです。
- 88 回答 4 のとおりです。
- 89 ありません。
- 90 回答 2 のとおりです。

- 91 回答 27 のとおりです。
- 92 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 93 仕様書 3 (3) のとおりです。
- 94 落札業者は開札日に決定いたします。
- 95 回答 8 のとおりです。
- 96 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 97 回答 39 及び 71 のとおりです。
- 98 仕様書 3 その他(6) のとおりです。提出方法は、書面若しくはデータでの提出とします。
- 99 お見込みのとおりです。
- 100 仕様書 3 その他(6) のとおりです。年度ごとの提出が必要です。
- 101 仕様書 3 その他(6) のとおりです。年度ごとの提出が必要です。
- 102 当該契約分が明確にわかるものであれば差し支えありません。
- 103 提出時期については、仕様書 3 その他(6) のとおりです。
- 104 差し支えありません。ただし、請求書に記載している内訳に不備があった場合は、不備のない内訳を確認した日付以降で再発行していただきます。
- 105 回答 40 のとおりです。
- 106 電気需給契約書（案）第 3 条のとおり、契約単価は一意に決まります。